

#### 第四 事務処理要領編

##### 一 予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について

(原文横書き)

内閣閣甲第四三号属  
昭和三六年七月一四日  
内閣官房長官

標記が昭和三六年七月一一日の閣議で別紙(1)のとおり申し合わせになりましたが、これに関する諸般の手続きは、別紙(2)の「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」によることとしたので、これが実行方につき、貴省(庁)各部局に周知徹底するようお願いいたします。

なお、「法律案の法制局審査及び国会提出について(昭和三二年九月五日事務次官等会議申合せ)」は、上記閣議申合せにより自然消滅したものとして取扱う」といたします。

(別紙1)

##### 予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について

内閣閣甲第四三号属  
昭和三六年七月一一日  
内閣官房長官

行政の円滑な執行を期し、一方国会の正常な運営に資するため、翌年度予算の概算は、必ず前年度の一二月中に閣議決定するようその編成作業を進めるとともに、予算及び政府提出法律案を早期に国会に提出でき

るよう諸般の手続きを進めること。

(別紙2)

国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて

「予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について（昭和三六年七月一日閣議申合せ）」の趣旨に基づき、国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて、各省庁は、下記により諸般の手続きを進めることとする。

記

1 毎会計年度の予算は、おそらくも前年度一二月中にその概算につき閣議の決定を経ることとし、そのときに、各省庁は、大蔵省主計局及び他の関係省庁との間において、その内容の細目を、予算関係法律案（予算を伴う法律案をいう。）について法制局の下審査を受ける案をすみやかに確定することができるようになります。

2 前号の実行の確保に資するため、各省庁は、翌年度の歳入歳出等に関する見積書類（以下「概算要求書」という。）の大蔵省への送付について、予算決算及び会計令第八条の期限（八月三一日）を厳守し、期限後の概算要求の追加は、原則として行なわないこととする。

3 各省庁は、常会に提出しようとする法律案の件名及び要旨を九月一〇日までに内閣官房に提出すること。

4 予算関係法律案の閣議決定の期限は、予算の国会提出後次のとおりとすること。

イ 法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算参考書に掲げられた事項の実施が不可能であるものについては三週間以内。

ロ その他のものについては四週間以内。

イ ただし、上記各号の期限によりがたい特別の必要がある場合には、同号の期限前に、その事情を具し（法律案中確定しがたい部分があることが遅延の理由である場合には、その部分を示して）、かつ、閣議決定の予定日を明示して、遅延につき、閣議の了承を得ること。

5 法律案の作成が円滑に行なわれるようにするため、各省庁は、次の手続きを確実に履行すること。

イ 各省庁は、大蔵省に概算要求書を送付する際には、同時に、概算要求書に組み入れられた事項に關係のある法律案の要綱（内容が簡単なものは法律案とする。以下この号において同じ。）を提出すること。この法律案の要綱は、できるだけ詳細なものとし、かつ、他の関係省庁と協議を経たものでなければならぬこと。

ロ 各省庁は、イの法律案の要綱を大蔵省に提出したときは、同時に内閣官房及び内閣法制局にもこれを提出すること。

ハ 各省庁は、4のイの法律案に該当することになると考えられる法律案については、歳入歳出予算等の概算についての閣議決定があつたときは、すみやかに内閣法制局に提出してその下審査を受けることができるよう、大蔵省との予算折衝と並行して、その作成をとり進めておくこと。

6 予算関係法律案以外の政府提出法律案は、一〇月中に内閣法制局の下審査を開始することができるようになります。

(記載例)

○○合理化臨時措置法（の一部を改正する法律）案要綱  
○○省（○○局○○課）

事項	説明																				
1. 制定（改正）の必要性及び趣旨	一、法律の目的 この法律は、 ことを目的とする。																				
2. 法律案の内容	二、イ ロ ハ A B																				
3. 法律案の内容と概算要求との関係	三、イ ロ ハ (注) 適当な参考資料を添付されたい。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>前年度 当初 予算額</th> <th>○○年度 要求額</th> <th>対前年度 増△減額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2の三イ 関係調査費</td> <td>千円 30,000</td> <td>千円 25,000</td> <td>千円 △5,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2の三ロ 関係補償費</td> <td>千円 5,000</td> <td>千円 6,000</td> <td>千円 1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2の三ハ 関係補助金</td> <td>千円 0</td> <td>千円 300,000</td> <td>千円 300,000</td> <td>(内法律改正 に伴う分) 300,000 千円</td> </tr> </tbody> </table> (注) 概算要求書のうち、当該要求に係る部分等、その積算の資料を添付 されたい。	区分	前年度 当初 予算額	○○年度 要求額	対前年度 増△減額	備考	2の三イ 関係調査費	千円 30,000	千円 25,000	千円 △5,000		2の三ロ 関係補償費	千円 5,000	千円 6,000	千円 1,000		2の三ハ 関係補助金	千円 0	千円 300,000	千円 300,000	(内法律改正 に伴う分) 300,000 千円
区分	前年度 当初 予算額	○○年度 要求額	対前年度 増△減額	備考																	
2の三イ 関係調査費	千円 30,000	千円 25,000	千円 △5,000																		
2の三ロ 関係補償費	千円 5,000	千円 6,000	千円 1,000																		
2の三ハ 関係補助金	千円 0	千円 300,000	千円 300,000	(内法律改正 に伴う分) 300,000 千円																	
4. 審議調整状況	一、関係各省との調整 イ ○○省（○○局）との調整を要する事項及びその内容 ロ ○○省（○○局）との調整を要する事項及びその内容 二、内閣法制局において特に法律上問題と認められる事項 三、○○省○○局議決定 年 月 日 四、○○省省議決定 年 月 日  (参考) 担当主任事務官 局○○課○○事務官 直通 ( ) 内線 ( )																				

## 第四 事務処理要領編

一一一六

7 以上各号のほか、政府提出法律案については、次の方針による」と。

イ 補助金の交付その他の法律の規定による「ことを要しない事項については、特に相当と認められる場合を除き、立法措置を講じないこと。

ロ その趣旨、内容において密接な関連性がある二以上の改正法律案であつて、付託される常任委員会が同一であることその他の事情によりこれを統合することが適當であるものは、これを統合すること。

## 二 概算要求に組み入れた事項に関係のある法律案及び政令案の要綱作成要領（財務省主計局）

（原文横書き）

- 1 概算要求に組み入れた事項に関係のある法律案及び政令案の要綱（閣議請議時財務省に協議を要するもの。以下「予算関係法律案等要綱」という。）の作成は、記載例を参照すること。
- 2 予算関係法律案等要綱の内容は、できるだけ具体的、かつ、詳細に記載すること。
- 3 予算関係法律案等要綱の内容と概算要求との関係は、記載例どおり、事項別に経費及び金額を明らかにすること。
- 4 関係各省との調整を要するものは、関係各省（各局）名を具体的に記載し、当該各省との間において問題点となると予定されるものを具体的に示すほか、調整の進捗状況を記載すること。
- 5 予算関係法律案等要綱は、それぞれについて主任担当事務官名及び電話番号を記載すること。
- 6 1から5までに掲げるもののほか、特別会計の統合等を予定している場合については、当該法律案について別途本調書をもつて作成すること。
- 7 主計局へはそれぞれ二部（法規課七部、各予算係四部、補助金係一部）を提出すること。

内閣閣甲第八三号  
内閣二六年二月一六日  
内閣官房長官

昭和二六年七月一四日内閣閣甲第四三号属で通知した「予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について」の別紙(2)の「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」の予算関係法律案の区別等については、別紙のとおりの取扱いとし、貴省庁の今国会提出法律案をこれに基づいて整理するようお願いします。

なお、法律案の件数の削減等については、その取扱いを決定次第通知いたします。  
おつて、本件は、法制局等とは協議ずみのものである。

## (別紙)

## 予算関係法律案の区別等について

1 「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて（昭和二六年七月一四日内閣閣甲第四三号属）（以下「取扱要領」という。）4のイ「法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算参考書に掲げられた事項の実施が不可能であるもの」（※印）には、それが制定されなければ予算又は予算参考書に明示された政府施策に係る事項の実施が不可能である法律案のほか、次のような法律案を含むものとする。ただし、金額が少ない等の理由により予算審議との関連性がうすいと考えられるものは除く。

(1) 予算及び予算参考書に積算の基礎となる数が掲記されている場合においてその数を法定する」とをそ

## の内容とするもの

- (例) 国家公務員の定員を増加するもの
  - (2) 財政支出を直接にその内容とするもの
  - (例) (イ) 国の負担金について規定するもの
    - (ロ) 既存の法律で定めている補助率を改めるもの
  - (3) その施行に伴う大幅な歳入歳出の変動が予算において見込まれているもの
  - (例) (イ) 国家公務員の給与ベースを改定するもの
    - (ロ) 税率を改定するもの
  - (4) 予算又は予算参考書に明示されている行政機構の変動を実現するためのもの
- 2 取扱要領4のロの法律案（△印）は、1のただし書の法律案その他のものとし、たとえば、次のようなものとする。
- (例) (イ) 定員の範囲内で新たに局次長等の職を設置するもの
    - (ロ) 審議会の委員の定員を増加するもの
    - (ハ) 予算参考書に明示されていない審議会等を設置するもの
  - 3 性質的には※印又は△印に属する法律案であつても、その施行が当該予算に係る年度の経過後となるものについては、※印又は△印でないものとして取り扱う。
  - 4 事務費の増加の理由が特定の新法律の施行に伴うものであつても、予算又は予算参考書においてその旨が明示されていないときは、その新法律案は、事務費の増加という、とのみによつて、※印にも△印にも

(原文横書き)

1110

## 四 内閣提出法律案の整理について

該当しないものとする。

(三八・九・一三)  
(閣議決定)

- 法律の規定による」と要する事項をその内容に含まない法律案は、提出しない」と。
- 現に法律の規定により法律事項とされているもののうち、国民の権利義務に直接的な関係がなく、その意味で本来の法律事項でないものについては、法律の規定によらないで規定しうるよう措置する」と。  
とくに、国家行政組織法については、諮問的または調査的な審議会や部の設置は政令で定める」とし、また、行政機関に置くべき国家公務員の総数は法律で規定し、その各省庁への配付は政令で規定する」とする等の改正を早急に検討する」と。
- 単純に補助金の交付を目的とする規定を法律で設けない」とし、現存のこの種の規定については、廃止の措置を漸次進めるものとする」と。これに伴い、長期的な計画または視野に基づく補助については、政府の重要施策としてとくに「これを公にする必要がある等特別の事由のあるものは当該補助要綱を閣議で決定する」ととし、その他のものは、主務省庁と大蔵省（主計局）との間で協議の上、長期的な計画または視野に基づく補助であることを当該補助要綱に記載できるものとする」と。
- その趣旨、内容において密接な関連がある一以上の改正法律案であつて、付託される常任委員会が同一である」とその他の事情により統合する」とが適当なものは、統合して提出する」と。
- 4に関連し、行政組織に関する法律案は、少なくとも各府省別に一括するものとする」と。(審議会の件数整理を図るとともに、長期的に現行法令の整理を検討し、推進する」と)。

設置につき法律を要する問においては、単独の設置法案によらず、各府省設置法の改正によるものとする  
(一)と。

- 1、3または5によることができない特別の事情があるときは、各省庁は、その法律案の提出につき、理由を具してあらかじめ内閣官房長官に説明し、閣議の事前了承を経るものとする」と。
- 許認可事務の整理その他行政の簡素化に対する国民一般の要請にこたえるため、当面内閣提出法律案の件数整理を図るとともに、長期的に現行法令の整理を検討し、推進する」と。

## 五 「内閣提出法律案の整理について」(昭和三八年九月一三日閣議決定)の適用について

標記の閣議決定3に述べられている「単純に補助金の交付を目的とする規定を法律で設けない」との適用については、当面、次によるものとする」と。

- 「単純に補助金の交付を目的とする規定」とは、「単に助成的、奨励的な趣旨で補助金を交付する」とを内容とする規定」をいい、当該補助金の交付の対照となる事務又は事業について、これを遂行し、達成する責任の一半を実質的に分担する(すなわち分任する)趣旨で、補助金を交付する」とを内容とする規定は、これに該当しない。
- 右のような閣議決定3に該当しない補助金について新たに立法しようとする場合においては、国の分任の趣旨を明らかにするとともに、法律規範として意義のあるものとするため、「補助する」又は「補助するものとする」と規定することを原則とし、このような国の分任の思想を規定上明らかにするとできず、その時々の財政状況によりできるだけ財政資金を支出する趣旨にとどまる補助金については、予算補